者同行休業法第二条第四項に規定する配偶者同行休業をし、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定により派遣され、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第一項の規定により派遣され、平成三十七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定により派遣され、規則一一―四第三条第一項第一号から第四号までの規定により休職にされ、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。

三～五　（略）

別表第十五　人事院規則九―三四の一部改正に関する表（第一条第十五号関係）

改正後	改正前
（支給期間及び支給額）	（支給期間及び支給額）
第六条　（略）	**第六条**　（略）
2　初任給調整手当を支給されている職員が次の各号に掲げる場合に該当するときにおける当該職員に対する別表の適用については、当該各号に定める期間は、同表の期間の区分欄に掲げる期間に算入しない。	2　初任給調整手当を支給されている職員が次の各号に掲げる場合に該当するときにおける当該職員に対する別表の適用については、当該各号に定める期間は、同表の期間の区分欄に掲げる期間に算入しない。
一～七　（略）	一～七　（略）
八　平成三十七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定により派遣された場合　その派遣の期間	（新設）
3・4　（略）	3・4　（略）

別表第十六　人事院規則九―四〇の一部改正に関する表（第一条第十六号関係）

改正後	改正前
（期末手当の支給を受ける職員）	（期末手当の支給を受ける職員）
第一条　給与法第十九条の四第一項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（給与法第十九条の五各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。	**第一条**　給与法第十九条の四第一項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（給与法第十九条の五各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。
一～十四　（略）	一～十四　（略）
十五　無給平成三十七年国際博覧会特措法派遣職員（平成三十七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定により派遣されている職員（以下「平成三十七年国際博覧会特措法派遣職員」という。）のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）	（新設）
（特定管理職員としない職員）	（特定管理職員としない職員）
第四条の二　給与法第十九条の四第二項の規則で定める職員は、次に掲げる職員（休職にされている職員のうち給与法第二十三条第一項に該当する職員以外の職員、派遣職員、法科大学院派遣法第十一条派遣職員、福島復興再生特措法派遣職員、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法派遣職員、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法派遣職員及び平成三十七年国際博覧会特措法派遣職員（第四条の四第一項において「派遣等職員」という。）を除く。）以外の職員とする。	**第四条の二**　給与法第十九条の四第二項の規則で定める職員は、次に掲げる職員（休職にされている職員のうち給与法第二十三条第一項に該当する職員以外の職員、派遣職員、法科大学院派遣法第十一条派遣職員、福島復興再生特措法派遣職員、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法派遣職員、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法派遣職員及び平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法派遣職員（第四条の四第一項において「派遣等職員」という。）を除く。）以外の職員とする。
一～三　（略）	一～三　（略）
（勤勉手当の支給を受ける職員）	（勤勉手当の支給を受ける職員）
第七条　給与法第十九条の七第一項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（給与法第十九条の七第五項において準用する給与法第十九条の五各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。	**第七条**　給与法第十九条の七第一項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（給与法第十九条の七第五項において準用する給与法第十九条の五各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。
一～八　（略）	一～八　（略）
九　平成三十七年国際博覧会特措法派遣職員	（新設）